障害児に関わる仙台市の計画 参考資料6

障害児に関わる仙台市の計画				
	健康	福祉局	子供未来局	教育局
	仙台市障害者保健福祉計画	第4期仙台市障害福祉計画	仙台市すこやか子育てプラン2015	第2期仙台市教育振興基本計画
	平成24年度~平成29年度	平成27年度~平成29年度	平成27年度~平成31年度	平成29年度~平成33年度
障害児に関連する課題等		H25年度モニタリング調査からの課題 ・障害特性に応じたサービス提供ができる放課後の居場所づくり ・障害の有無に関わらない放課後の居場所づくり	基本的課題 (4) 支援を要する子ども・家庭への対応 (略) また、発達障害などを含む障害のある子どもについては、 障害の多様化等に伴い対応も複雑になってきており、障害の 早期発見と発達段階に応じた適切な医療・療育等の提供や、 家族の負担を軽減するための支援の充実を図っていく必要があります。	●障害のある人もない人も誰もが尊重し支え合い認め合える「共生社会」の実現に向け、インクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の推進が求められています。 ●通常の学級に在籍している発達障害などがある子どもや、特別支援学級・特別支援学校に在籍している子どもなど、学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもが増えており、対応の充実が求められています。
基本的方向性	(2) 障害児に対する支援の充実 ① 障害児とその家族への支援 ② 放課後の居場所づくり ③ 教育環境の充実 ④ 地域における療育の支援 2 重点プロジェクト (2) 障害児への支援の充実	提供する拠点施設の拡大を進めます。 ・平成27 年度に1箇所を新設し、平成25 年度末時点の12 箇所から合計13 箇所とすることで、利用者の増加を図ります。	計画の基本的視点 (4) 支援を必要とする子どもと家庭を支える視点 発達障害を含む障害のある子どもや社会的養護が必要な子ども、また、ひとり親家庭など、何らかの事情により、特別な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。そうした特別な支援を必要とする子どもと家庭を支える視点のもと、子どもの健やかな育ちと、家庭が抱える不安や負担感などの軽減のため、子どもと子育て家庭が抱える様々な問題に対する適切な支援に取り組みます。	ミッション6:多様なニーズに対応した教育の充実 子どもたち全員が生き生きと学校生活を送るために、障害のある子どもや日本語が話せない子どもなどの多様なニーズに応じた支援を行うとともに、子どもたちへの障害に対する理解を深め、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを進めます。施策1 特別支援教育推進プラン(策定予定)】 ※検討委員会資料より抜粋 ●切れ目のない支援のための学校・各機関の連携 〈課題〉 学校と関係機関との連携を、さらに充実させることが求められます。 就学前、学齢期、卒業後など、ライフステージをつなぐことが求められます。
施策・方策等	① 障害児とその家族への支援 障害の早期発見や、年齢、発達等に応じた支援を行うとともに、就学前療育を充実し、子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援します。 ② 放課後の居場所づくり 就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進します。 ③ 教育環境の充実 特別支援教育や教育相談等を通し、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。 ④ 地域における療育の支援 児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし、地域における療育の支援を強化します。		施策の展開 《基本目標1》 子どもが明るく元気に育つ環境 (6) 支援を要する子どもなどへの支援の充実 障害のある子どもなどへの支援の充実 障害の早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実 させるとともに、保育所、幼稚園、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。 また、自立支援医療や補装具等の福祉用具の給付とともに、障害児と家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図ります。 《基本目標2》 安心して子育てができる社会 (6) 子育て家庭に対する支援の充実 ②ひとり親家庭やDV被害者等、支援が必要な家庭への対応の強化 (略) また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談の実施などによって負担感の軽減を図り、子育て家庭の生活の質の向上に取り組みます。	今後の方向性・取り組み ●インクルーシブ教育システムを構築するため、障害に対する子どもたちの理解を深める教育を進めるとともに、障害のある子どもの多様な学びの場を確保し、各学校の就学支援及び教育相談体制や、有識者による就学支援委員会の充実を図ります。 ●障害のある子どもへの指導・支援を充実させるため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施や専門スタッフの配置を進めるなど、校内支援体制の充実に努めます。 ●障害のある子ども一人ひとりの切れ目のない縦の支援(ライフステージに応じた一貫した支援)と横の支援(関係機関等との連携)を推し進めるための特別支援教育の充実に努めます。

仙台市すこやか子育てプラン2015について

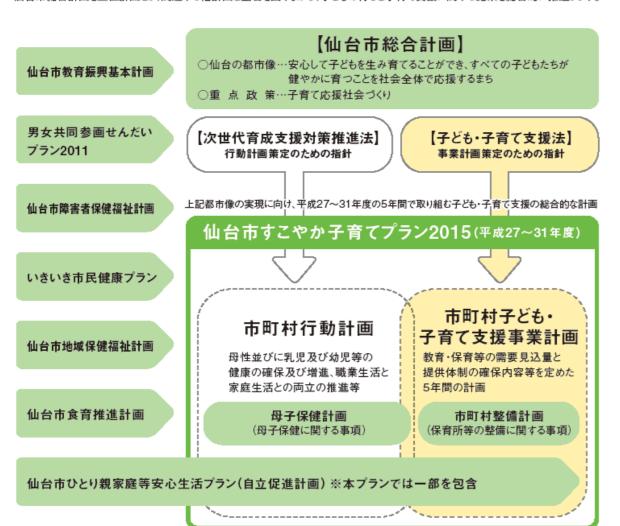
本市では、平成22年3月に「仙台市すこやか子育てプラン2010」を策定し、様々な子ども・子育て施策の推進に取り組んできましたが、保育需要の増加への対応をはじめ、引き続き市民ニーズに応じた多様な子ども・子育て支援の充実に向け、質・量両面にわたり取り組んでいくことが求められています。

そのための実効性ある取組を進めるため、新たな子ども・子育て支援に係る計画を策定し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、子どもの育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間

●計画の位置づけ(イメージ図)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」双方の計画を併せ持ち、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」の一部を包含します。 仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他計画と整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進します。



計画の体系

基本理念,基本目標のもと、子どもと子育て家庭に関係する施策を体系的に整理し、14の柱を基本に据えて、様々な施策の展開を図っていきます。

基本理念 基本目標 施策体系 基本施策 ①子どもの権利擁護の推進 (1)子どものすこやかな成長 ②安全・快適な環境の確保・充実 基本目標1 を守るまちづくりの推進 ③学校保健や医療の充実 子どもが明るく ① 社会体験, 自然体験や親子交流など多様な体 元気に育つ環境 (2)子どもの多様な体験 験・学習機会の充実 の場の充実 ②豊かな遊び・スポーツ・文化の環境の形成 ①健やかな心と体の育成 (3)生きる力をはぐくむ ②確かな学力の育成 教育の充実 未来を担う子ども ③幼児教育の充実 ①児童館の整備や放課後子ども総合プランの推 (4)子どもの活動拠点の 進等による子どもの居場所の確保・充実 整備と充実 ②中高牛等の活動の場の充実 ①親となり次代を担う子どもたちへの教育・啓発の充実 (5)社会的自立への支援 ②不登校・ひきこもりへの支援の充実 ③社会性の向上や就労への支援の充実 ①児童虐待防止対策の充実 (6)支援を要する子ども ②障害のある子どもなどへの支援の充実 への対応 ③養護を必要とする児童への対応の充実 た (1)子どもがすこやかに 5 ①母子保健の充実 基本目標2 生まれ育つための保 ②小児医療, 周産期医療体制の充実 が 健・医療の充実 安心して すこ 子育てが (2)教育・保育基盤の整備と ①教育・保育基盤の整備 できる社会 ②多様な保育サービス等の充実 保育サービス等の充実 ゃ か (3)幼児期の教育・保育の ①保育の質の確保・向上 ②幼児教育の充実 (再掲) 質の確保のための取組 13 育 ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の (4)仕事と子育ての両立 実現に向けた家庭・企業等における取組の推進 つ に向けた取組 ②女性の就労継続・再就職の支援促進 ま ①子育てに関連する情報提供・相談機能等の支 ち (5)家庭の子育て力向上 援の充実 仙 のための取組 ②男女がともに担う子育ての推進 ①子育でに要する経済的負担の軽減

基本目標3

子どもと 子育て家庭を 応援する地域 (1)地域の子育て支援力 の充実

(6)子育て家庭に対する

支援の充実

①多様な担い手による子育て支援の地域ネット ワークの構築と豊かな地域社会の形成 ②児童虐待防止対策の充実(再掲) ③育児不安の軽減と子育て家庭の孤立化の防止

②ひとり親家庭やDV被害者等,支援が必要な

③育児不安の軽減と子育て家庭の孤立化の防止 ④子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

(2)地域における子育て 支援施設等の充実

①子育て支援施設等の充実

家庭への対応の強化

③子育てバリアフリーの推進 ④児童虐待防止対策の充実(再掲)

②児童館の整備や放課後子ども総合プランの推 進等による子どもの居場所の確保・充実(再掲)

第2期仙台市教育振興プラン

計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」 として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第2期教育振興基本計 画」(計画期間:平成25年度~平成29年度)を平成25年6月に策定しています。

(2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本構想」及び「仙台市基本計画」に示す教育分野の施策をより具体化する計画です。 また、市長と教育委員会との協議を経て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、 市長において平成27年12月に策定された「教育の振興に関する施策の大綱」の内容を尊重しています。

計画の期間

平成29 年度から平成33 年度までの5年間とし、目指す仙台の教育の姿の実現に向け、第1期を経た次 の第2期の計画として策定します。

第2期計画における基本的方向

【構成の考え方】

第3章に掲げた目指す仙台の教育の姿の実現に向け、次の考え方に沿って取り組みの基本的方向を 4つに分類するとともに、仙台独自の取り組みや特色ある施策を「仙台カラー」と位置づけ、その中 でも「仙台ならでは」の6つの施策を今後5年間で重点的に推進します。

- 「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を育み、身に付けていくためには、子ども の時から、将来を見据えながらその育ちに応じた学びや心と体づくりを充実させていく必要が あります。⇒ 基本的方向1: 学校教育
- 生涯を通じた主体的な学びを継続し、その成果を発揮することにより、豊かな人生へとつながる とともに、多様な活動と活力が生み出される契機となります。 ⇒ 基本的方向2: 牛湃学習
- 子どもから大人まで生涯にわたる学びは、学校をはじめとする様々な教育資源とともに家庭や 各種地域資源との連携・協働により支えられているものであり、さらには、次の学びを支える 地域づくり・人づくりへと循環していきます。 ⇒ 基本的方向3: 地域・家庭
- 学びを取り巻く時代の変化を受けとめ、先を見据えながら、こうした学びと学びの循環を支える。 土台をより確かなものとし、充実させていく必要があります。 基本的方向4:教育環境

本市における新たな課題への的確な対応やこれまで積み重ねてきた特色ある取り組みを重点的に 推進してこそ、各取り組みの方向性を充実させていくことができます。

「仙台ならでは」の施策:仙台カラー

これらの方向性により施策展開を図っていくことで、目指す仙台の教育の姿 「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を実現していきます。

ミッション6:多様なニーズに対応した教育の充実

子どもたち全員が生き生きと学校生活を送るために、障害のある子どもや日本語が話せない子ど もなどの多様なニーズに応じた支援を行うとともに、子どもたちへの障害に対する理解を深め、イ ンクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを進めます。

施策1 特別支援教育の充実

■現状や課題

- ●障害のある人もない人も誰もが尊重し支え合い認め合える「共生社会」の実現に向け、イ ンクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の推進が求められています。
- ●通常の学級に在籍している発達障害などがある子どもや、特別支援学級・特別支援学校に 在籍している子どもなど、学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもが増えており、 対応の充実が求められています。

※これまでの主な事業 特別支援学級指導支援員・特別支援教育指導補助員の配置 特別支援教育介助員の配置 看護師の配置 就学支援推進事業 特別支援教育実践研究協力校事業 特別支援教育コーディネーター養成・向上研修事業

今後の方向性・取り組み

- ●インクルーシブ教育システムを構築するため、障害に対する子どもたちの理解を深める教育を進め るとともに、障害のある子どもの多様な学びの場を確保し、各学校の就学支援及び教育相談体制や、 有識者による就学支援委員会の充実を図ります。
- ●障害のある子どもへの指導・支援を充実させるため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研 修の実施や専門スタッフの配置を進めるなど、校内支援体制の充実に努めます。
- ●障害のある子ども一人ひとりの切れ目のない縦の支援(ライフステージに応じた一貫した支援)と横 の支援(関係機関等との連携)を推し進めるための特別支援教育の充実に努めます。